



鳥取県公報

平成16年 1月20日(火)
第 7 5 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (24) (福祉保健課)	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (25) (＃)	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (26) (健康対策課)	2
	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画の決定 (27) (環境政策課)	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (28) (耕地課)	3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (29) (管理課)	4
	公共測量の終了 (30) (＃)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課)	5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (行政経営推進課)	5
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課)	5
	公募型プロポーザル方式による建築設計業務の基本設計者及び実施設計者の選定 (病院局総務課)	7

告 示

鳥取県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取県知事 片山善博	鳥取市東町一丁目 220	鳥取県立三律白寿苑	鳥取市三津869 - 7	短期入所生活 介護	平成15年 5月 19日
有限会社さかのケ アサービス	倉吉市八屋203 - 7	有限会社さかのケ アサービスさくら 介護ステーション 倉吉	倉吉市八屋203 - 7	訪問介護	平成15年11月 1日

いなばタクシー株式会社	八頭郡河原町大字 谷一木1033 - 1	いなばタクシー株式会社福祉部指定 訪問介護事業所	八頭郡河原町大字 谷一木1033 - 1	”	平成15年11月 27日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	グループホーム水 鳥の里	米子市彦名町1210 - 1	痴呆対応型共 同生活介護	平成15年12月 1日
藤田幸一	日野郡江府町大字 江尾1750 - 2	江府総合薬局	日野郡江府町大字 江尾1835	居宅療養管理 指導	平成16年 1月 9日

鳥取県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115 - 1	有限会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115 - 1	平成15年12月 1日

鳥取県告示第26号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目168	平成16年 1月 8日

鳥取県告示第27号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び閲覧に供する。

なお、県以外の者は、その行う保護管理事業に係る事業計画が保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 鳥取県ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画

ア 事業の目標

食草であるオミナエシ等が生育する草原を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生息できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域（過去の分布域を含む。）

ウ 事業の内容

生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら生息地となる草原を安定的に保全し、及び管理すること。

(2) 鳥取県コアジサシ保護管理事業計画

ア 事業の目標

繁殖環境の人為的影響その他の阻害要因を軽減し、及び排除することにより、本種が自然状態で安定的に繁殖できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の生息（繁殖）域（過去の繁殖域を含む。）

ウ 事業の内容

繁殖状況等の生息環境に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら繁殖阻害要因を軽減し、及び除去する。

(3) 鳥取県サクラソウ保護管理事業計画

ア 事業の目標

湿潤で多くの陽光が差し込む生育環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生育できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

日野郡を中心とする県西部の地域における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら生育地となる落葉広葉樹林を保全し、及び管理する。

2 閲覧に供する場所

鳥取県生活環境部環境政策課並びに各保健所の生活環境課（日野保健所にあつては、保健衛生課）及び鳥取保健所郡家支所保健衛生課

3 その他

詳細については、鳥取県生活環境部環境政策課（電話0857 - 26 - 7872）に問い合わせること。

鳥取県告示第28号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営畑地帯総合整備事業久米ヶ原地区農道整備	平成15年 3月20日
県営畑地帯総合整備事業久米ヶ原地区農業用排水	〃

鳥取県告示第29号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第5項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成16年 1月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

こおげ建設株式会社 代表取締役社長 山根敏樹

八頭郡郡家町大字宮谷200 - 2

国土交通大臣（般 - 12）第13424号及び国土交通大臣（特 - 12）第13424号

3 処分の内容

平成16年 1月15日から同年 1月29日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する関係補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

こおげ建設株式会社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の短期貸付金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

鳥取県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（区画整理事業基準点測量）

- 2 作業地域 境港市三軒屋町、小篠津町及び渡町（境港市新都市地区）
3 終了年月日 平成15年12月29日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年 1月20日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年 1月22日（木）午前10時～
2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
3 議題
(1) 委員長の選出について
(2) その他

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子自治体推進実証事業に係る統合連携システム設計・開発 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年12月 1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 電子自治体推進実証事業統合連携システム設計共同企業体
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 64,995,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部行政経営推進課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月20日

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立境水産高等学校海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年3月6日(土)から同月26日(金)まで

(4) 履行場所

落札者が所有するドライドック(乾船渠^{きふな})

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、船舶部品及び修理に係るものを有すること。

(3) 平成16年1月20日(火)から同年3月1日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成4年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数200トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) ドライドック(乾船渠^{きふな})を所有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境水産高等学校

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒684-8585 鳥取県境港市中野町2000

鳥取県立境水産高等学校

電話 0859-44-0841

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年2月16日(月)午後1時30分

鳥取県立境水産高等学校応接室

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月1日(月)午後1時30分(ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成16年2月27日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立境水産高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年2月23日(月)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The second class intermediate survey of the training vessel Wakatori maru 1 set
- (2) February 23, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 1, 2004 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders February 27, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakai Suisan High School 2000 Nakano - cho Sakaiminato - shi 684 - 0041 Japan TEL : 0859 - 44 - 0841

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の基本設計者及び実施設計者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年 1月20日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取県立厚生病院本館等改築工事設計委託
- (2) 業務場所 倉吉市東昭和町
- (3) 業務内容

本件業務は、鳥取県立厚生病院について、アに掲げる新築工事、イに掲げる改修工事及びウに掲げる解体工事に係る基本設計及び実施設計の業務を行うものである。

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 新築 地上5階地下1階建
延床面積 約10,400m²

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造 病棟改修 地上7階地下1階建
延床面積 約10,705m²のうち約2,200m²

ウ 鉄筋コンクリート造 本館解体 地上6階地下1階建 延床面積 約8,260m²

鉄筋コンクリート造 中棟解体 2階建 延床面積 約644m²

鉄筋コンクリート造 感染症病棟解体 平屋建 延床面積 約350m²

(4) 履行期間 契約日から14月間程度

(5) 委託料 117,000千円以内 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、2者による共同企業体の結成を予定している者のうちのいずれかの者とする。

当該共同企業体の代表者となる者は、次に掲げる(1)から(8)までのすべての条件を満たし、かつ、共同企業体の結成に当たり、その出資比率が10分の6以上ある者でなければならない。

当該共同企業体の代表者以外の構成員となる者は、次に掲げる(1)から(4)まで及び(9)のすべての条件を満たす者でなければならない。なお、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員になることは認めない。

(1) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 平成16年1月20日(火)から同月30日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 建築士法第4条第1項又は第3項の規定による一級建築士(以下「一級建築士」という。)の免許を受けている者を20名以上有すること。

(6) 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者を2名以上有すること。

(7) 平成10年度以降に建築設計業務の委託を受け、当該業務を完了し、かつ、成果品を納入した実施設計業務(延床面積10,000平方メートル以上の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)に係るものに限る。以下「同種業務」という。)の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が10分の6以上のものに限る。

(8) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務の実施期間中、一級建築士として10年以上建築設計業務に携わった経験を有し、かつ、平成5年度以降に設計に着手し、完了した同種業務の実績を有している者を総括責任者(実際の設計に携わるとともに、設計の総括的な業務を行う者をいう。)として配置できること。

(9) 鳥取県内に本店を有する者であり、一級建築士の免許を受けている者を4名以上有すること。

また、共同企業体の結成に当たり、その出資比率が10分の2以上である者であること。

3 企画提案予定者の選定

企画提案書を提出することができる者(以下「企画提案予定者」という。)は、鳥取県総務部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会(以下「審査委員会」という。)で、参加表明書を提出した者の中から、次の事項を審査して選定する。

(1) 同種業務の実績及び技術者の保有状況

(2) 総括責任者の資格及び実績

(3) 共同企業体の結成を予定している者の出資比率の割合等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、医療関係者等で構成する鳥取県立厚生病院本館等改築工事設計委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、次の事項等について行う。

(1) 新築工事に係る施設の配置計画及び様々な交通手段を想定した院外から院内へのアプローチに関する考え方

(2) 病院の機能性、利便性及び療養環境に関する考え方

(3) 新築施設及び既存施設間の動線に関する考え方

(4) 既存施設を考慮したエネルギー供給（電気及び熱源）に関する考え方

(5) 業務遂行に当たり、病院職員その他の関係者の意見反映に関する考え方

(6) 建設費及び維持管理費のコスト縮減に関する考え方

5 最優秀企画提案者の選定等

最優秀企画提案者の選定は、審査委員会で次の事項を総合的に勘案して、最も優れた者を選定することにより行う。なお、残りの者についても優れた者から順に順位を付ける。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価

(2) 同種業務の実績

(3) 技術者の保有状況

(4) 配置予定技術者（総括責任者を含む。）の資格及び実績

(5) 業務遂行体制、設計工程等

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課（鳥取県庁議会棟3階）

電話 0857 - 26 - 7886

(2) 鳥取県立厚生病院本館等改築工事設計委託プロポーザル参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

企画提案書等作成要領は、平成16年1月20日（火）から同月30日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/byouinsoumu/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成16年1月20日（火）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者として選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成16年 2月20日 (金) 午後 5 時

(5) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

この公告による参加表明書又は企画提案書の提出に当たって質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。

なお、質問に対する回答は、企画提案予定者全員に対して行う。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により最優秀企画提案者として選定された者と交渉し、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果に基づき付けられた順位の上位の者から順に交渉し、交渉がまとまった者と契約の締結を行う。なお、契約の締結に当たっては、共同企業体の協定書を添付することとする。

8 その他

詳細は、企画提案書等作成要領による。